

官報號外

昭和二十六年三月二日

○第一回  
衆議院會議錄第十七号

○  
国第  
十  
会回

院  
今

議錄

東十七号

午後二時三十三分開幕  
○謹是(常原喜重郎君) これより会議を開きます。

第一 水路業務法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本日の会議に付した事件  
東支那海における以西底曳網漁船  
の中共政権による不法、捕に因  
する緊急質問（林好次君提出）  
日程第一 懲業災害賠償法第十二  
條第三項の規定の適用を除外す  
る法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○議長(原厚善郎君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原厚善郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

東支那海における西底曳網漁船の中政権による不法な捕撈に関する緊急質問を許可いたします。林好次君。

〔林好次君登壇〕

○林好次君 私は、国民民主党代表いたしまして、最近ひんびんとして起つたありますところの、東支那海における中国共産党政権による漁船の不法な捕撈に対し、政府はいかなる対策を講ぜんとするかにつきまして緊急質問をなさんとするものであります。(拍手)

頤みまするに、世界の三大漁場の二

官報外  
昭和二十六年三月一日

衆議院會議錄第十七

是 東支那海における以西底曳網漁船の中共政權による不法

大捕に関する林君の緊急質問

て国営の上海水産公司に引渡されるのであります。捕獲された位置は、  
吉林省瀋陽市區の「三百九十六区」、「三百  
区」、「二百八十七区」等ですべてマツカ  
サーライン内であります。中共側としての  
係員の言い分は、中共政權としての  
任ある明確な方針であるからかは  
かりかねますけれども、大体次のよ  
うに要約されるのであります。  
まず第一に、マラインはマツカ  
サと蔣介石とのとりきみである、  
ら、中共政權としては認めるわけに  
行かな」というのであります。第二  
は、東支那海は全部中国の領海であ  
り、ということであります。従つて、東  
那海に出漁する渔船も監視船も差別  
なく全捕するということであります。  
三には、船は資本家のものであるか

は十二海里をもつて領  
域となつております。  
〔発言する者のあり  
ます。〕

○蔵長（東京軍事署  
長）  
　馬好次業（述）中野  
　サ一・ライン無視の口  
　全城領海に置かんと  
　であります。

さて、その後、ご  
日、十七日、十八日と  
に拿捕された八隻の漁  
船の報告や各種の事務  
にて、中共によるものと  
あります。かくして、  
唯一の操業区域とする

海としており、世界で一番広い領土である。

のうち、乗組員五十四名が、去る一月二十四日博多港に送還されて来ました。結果、相手国は中共政権であることがはつきりいたしました。(拍手)これら船員の宣誓書によると、次のことであります。

没収するが、乗組員は送還をしてやろ  
うということあります。しかも彼ら  
は、乗組員に対し盛んに共産主義の宣  
伝をするとともに、日本金にして年額  
二十万円くらいやるから残留したらど  
うかと勧めたり、また賄すときには、

船は非常な恐怖と不安にののいてゐる。次第であります。今やラインの船を問はず、食浦される危険にさらるに至つてゐるのであります。この結果、同方面海域の船主も海賊風に生産意欲を失い、出港を見合せます。この現状であります。この及ぼす影響は、まさに重大であります。

かくして、まず第一に、かかる的中共政権の拿捕事件に対し、政のまま黙視、放任せんとするもの、まことに重大であります。

かくして、まず第一に、かかる取扱つてゐる主管官厅は何省の何あるが明瞭にしていただきたいのであります。いかにわが國が收容園で、とは云ふ。ボクタム宣言に基き、海区の制限を守つていたのにからず、不法にもブンカーナー、ライ無視してわが船舶を拿捕することあります。ゆきしき問題であります。連合国につて定められた規定のものに採用したにもかかわらず、中共政権がそれを無視している事実は、水産業界ならず……

〔発言する者多し〕

○議長(常陸高司君)：静當に所す。

○林好文選(總)：日本国民にもう暗影を與ふることになるのでありますて、中共政権のためにも、まことしむべきことであると思うのです。近い将来、わが國が全面開港をします。もしも多數の開港と講和條約を結んでしまうことになつた場合、講和をして國がどのような態度をとるかとともに関連して、大きな問題をなしてゐるものと考える次第です。

頗るまする、東支那海に出漁する  
に西底びき網漁船並びにトロール漁船  
は、從来もひんびんとして韓国及び中  
國の武装船によつて拿捕され、昨年十  
一月までに、終戦以来六十三隻に及ん  
でいるのであります。韓國政府から  
は、好意あるとりはからいで大半を返  
してもらつたのであります、が、なお十  
一隻残つております。台灣政府には、  
司令部を通じ交渉中と聞きますが、未  
解決のまゝ二十九隻残つてゐるのであ  
ります。以上合計四十隻が拿捕された  
ままになつておるのであります。一度  
拿捕されると、船主は數千万円を投  
資した漁船を失い、舟値だけが残り、  
乗組員も、長いのは、箇年有余、短か  
くとも數十日ほどの間監禁されたり、あまつ  
あるいは労役をさせられたり、あまつ  
さえ、船つて来ても失業をするといふ  
ことになつて、大打撃を受けるのであ  
ります。

さて、だいま申し述べました四十  
隻のほかに、去る十二月以来わざか二  
箇半月の間に十三隻も拿捕されたので  
ありまして、合計してこの損害額は、ま  
ことに厖大な額になるのであります。  
最近の水産業界は、漁業用の諸資材の  
値上がりに比較して魚価が安いので、漁  
業經營が困難になつて來ております。  
加えて東支那海においては不法拿捕が  
續くとすれば、出漁ができなくなり  
ものであります。

第二には、かかる事実から見て、こ  
の際政府としては、不法に拿捕された

漁船と乗組員をすみやかに返してもらひ、中央政府に対し何らかの方によつて折衝し懇請する意思があるかないかをお尋ねするものであります。

第三には、今後からうな不法捕獲再び起らぬよう申し入れる考へをつておるがどうかということを伺ひます。

第四には、折衝しても、すみやか返されないとするならば、船主及び組員の損害を補償する措置を政府とて講ずる考え方があるかないかも、わせて伺いたいのであります。

第五には、国際的信用をよくするため、絶対にマツカーサー・インを越えることのないよう、わ國の監視船を強化拡充し、漁船に対する注意の徹底をかける必要があると考えるが、政府としての見解と、対策どのように考えておられるか伺いたいと思います。

次に第六には、不法捕獲から漁船を保護するために快適の漁船と配備して、相手方の行動をあらかじめ知る方法をとるべきであると考えますが、政府はこれらに対して、いかなる具体的対策を立てつたあるか。

以上六項目にわたる質問に対し、意ある御答弁を要求するものであります。以上をもちまして私の緊急質問終ります。(拍手)

(国務大臣山崎猛君登壇)

○国務大臣(山崎猛君) ただいま林府といしましては、林君と同様にこの問題について心を痛め、最善の努力をして、国民の尊されたる興えられると権利を保護したいと努力しておる

を受けておりますがゆえに、十分なる活動が現状においてはできないのであります。一書を加えて申し上げますならば、海上保安庁の監視船は、基地を去ること百海里以上に出動することはできなしよな制限のものにあるのであります。このたびのようないわゆる支那海における不法捕獲というようなことは、日本の海上保安庁の基地を去る百海里くらいのところで行われるのではなくて、数百海里の離き場所において行われるものであり、われわれは占領治下の今日、まことにやむを得ないのであります。この点については、まことに悔がぬい感を持つておるような次第であります。

第二には、不法捕獲を受けた漁船と乗組員の返還要求を、中共政府に対しどうか。第三には、今後起らぬよう申し入れる考え方があるかどうか。実は、このような不法なる捕撈に対する対応は、できることならば、中共といえども、どこといえども、積極的に進んでその返還なり、将来押える手を打つべきでありますけれども、講和会議終り、占領治下の今日においては、日本政府は直接中共政府に対し交渉したところの力がないのであります。この点は、適合軍軍艦司令部を通じて、その要求を果たすために努力するほかに方法はないのであります。この線に沿うて政府は從来もやりつづりあり、将来もこそこの線を強く要求したいと考えてゐる次第であります。

第四に、もし又みやかに返還される見込みがないとすれば、船主及び乗組員の損害を補償する措置となるかどか。これは水産庁の当局者より、漁業

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4530 or via email at [mhwang@uiowa.edu](mailto:mhwang@uiowa.edu).





官報号外 昭和二十六年三月一日

文部省圖書監修會第十七号

東京音楽院会員第十七号 諸長の報告

昭和二十六年二月二十八日  
内閣總理大臣 吉田 茂  
衆議院議長幣原喜重郎殿  
第九回国会において審決された松江國際文化觀光都市建設法が、別紙  
内閣總理大臣の請託のとおり住民投票法による決定確定したので、地方自治法第  
二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。  
(別紙)

定したことと知りました。よろづ地方自治法第二百六十一項後段の規定により関係事類を添えて報告します。

昭和二十六年二月二十五日  
松江市長 小林誠一  
内閣総理大臣吉田茂蔵  
松江選管会第四七一號  
昭和二十六年二月二十五日  
松江市選管委員会 委員長 恩田久米盛  
松江市長小林誠一殿  
松江国際文化観光都市建設法  
定義否に関する投票結果確定  
知  
本月十一日松江選管告示第七号  
で公表した本月十日執行の松江国  
文化観光都市建設法制定義否投票  
結果に対しては、地方自治法第一  
六十二條第一項の規定により準用  
する公職選舉法第二百二條第一項及  
同第二百六條第一項の規定による  
間に内に、異議の申立なく、本件を  
結果が確定したから通知致します  
地第一五九号

松江国際文化観光都市建設法  
定に伴う義否投票の結果につ  
いて

標記について別紙の通り松江市  
から報告がありましたので地方自  
治法第二百六十一條第四項の規定に  
り違違いたします。

昭和二十六年二月十二日  
島根県知事原 夫次郎  
内閣総理大臣吉田茂蔵  
松江選管告示第七号

昭和26年2月10日 行		松江国際文化観光都市建設法制定賛否投票選挙録			
1. 選挙会開設場所	松江市殿町128番地		松江市選舉委員會室		
2. 選舉立合人	党 派	氏 名	委員会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由	
(1) 市選挙管理委員会の選任した者	無所属	福間 春信	午前8時55分		
	日本社会労	立林 季吉	午前8時50分		
	自由党	牛尾 錠之助	午前8時55分		
(2) 選舉員の選任した者	な	し			
3. 選挙会開閉時刻	昭和26年2月11日午前9時0分開会。 昭和26年2月11日午前9時40分閉会				
4. 投票の結果					
(1) 投票の内訃	投票総数	28,743票	有効投票	28,230票	無効投票 無効投票率
					453票 1.6%
(2) 有効投票の2分の1の数	14,145票				
(3) 賛否の得票総数	賛	成			21,486票
	反	対			6,804票
5. 法律の公布すべきか否かの決定	松江国際文化観光都市建設法は公布すべきものと決定した。				
6. 選挙会事務從事者	絶対	3人	内	員	3人
				員	1人
				員	1人
				員	1人
				員	1人

昭和26年2月11日調査

選舉長 松江市選舉管理委員會委員長 恩田久米盛

われわれは、この選挙録が真正であることを確認して署名する。

信吉助  
春季  
間林  
福立人  
選舉立人  
選舉立人  
選舉立人



## 兵地第二六三号

昭和二十六年二月十三日

兵庫県知事 崇田 幸雄

内閣総理大臣吉田茂蔵

芦屋国際文化住宅都市建設法住

民投票結果報告書の進送につい

て

標記の報告書及び関係書類を別紙

のとおり地方自治法第二百六十一條

第四項前段の規定及び同法施行令第

百八十三條第二項の規定により経由

通達を致します。

議会第五五号

昭和二十六年二月十三日

芦屋市長 猿丸吉左エ門

内閣總理大臣吉田茂蔵

芦屋国際文化住宅都市建設法住

民投票報告の件

芦屋国際文化住宅都市建設法住

官署外、昭和二十六年三月一日

衆議院議員第十七号  
議長の報告

一、有権者総数

二三、八〇二

記

二、投票者数

一三、四〇〇

三、賛成投票数

一〇、二八八

四、反対投票数

二、九四九

五、有効投票数

一三、二三七

六、有効投票数の二分の一

六、六一九

七、無効投票数

一六三

八、落選管第四八号

昭和二十六年二月十一日

九、芦屋市選管委員会

芦屋市長猿丸吉左エ門

十、委員長 佐々木清次

芦屋市長猿丸吉左エ門

十一、芦屋国際文化住宅都市建設法住

民投票結果について

十二、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

十三、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

十四、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

十五、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

十六、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

十七、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

十八、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

十九、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十一、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十二、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十三、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十四、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十五、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十六、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十七、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十八、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

二十九、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

三十、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

三十一、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

三十二、芦屋市長猿丸吉左エ門

芦屋国際文化住宅都市建設法住

昭和26年2月11日  
執行

芦屋国際文化住宅都市建設法制定賛否の投票選挙録

芦屋国際文化住宅都市建設法賛否投票選挙会

1. 選挙会開設場所	芦屋市林道町93番地 芦屋市役所		
2. 選挙立会人	常	島	氏 名 名
(1) 選管委員会の選任した者	島	宗太郎	委全般は選任時刻 午後7時30分
(2) 選管長の選任した者	島	富士博	午後7時30分
3. 選挙会開閉時刻	昭和26年2月11日午後7時30分開会	午後10時30分閉会	
4. 投票の決定等を受けた投票	受 理	不受理	
5. 開票の結果			
(1) 投票の内訳	投票総数 13,400票	有効投票 13,237票	無効投票 163票 無効投票率 1.2%
(2) 無効投票の内訳	成規の用紙を用いないもの 6票 38票	投票の外他事を記載し大まかに 6票 38票	投票の何れを自書しないもの 白紙投票 42票 50票 27票
(3) 点字投票	投票総数 1票	有効投票 1票	無効投票 0票
6. 選挙の結果			
(1) 賛否の投票結果	得 票 数 10,288票 2,949票	失 票 数 2,949票	得 票 率 77.7% 22.3%
7. 選挙会事務従事者	総 数 25人	1. 市町村選管委員会書記 2. 市町村の職員 3. 学校の職員 4. その他の者 員 員 員 員 2人 18人 4人	選挙長 齊藤正一

昭和26年2月11日調製  
われわれは、この選挙録が真正であることを確認して署名する。選挙立会人 島宗太郎  
選挙立会人 島富士博  
選挙立会人 高橋泰二

